

さくら訪問看護ステーション重要事項説明書

1 訪問看護事業者(法人)の概要

名	称	医療法人社団亮仁会 (那須中央病院・付属総合健診センター・老人保健施設同仁苑 ケアプラン那須中央病院)		
代	表	者	名	臼井 健夫
所	在	地	大田原市下石上 1453 番地	
連	絡	先	TEL0287 (29) 2121 FAX0287 (29) 2501	

2 事業所の概要

事業所名称及び事業所番号

名		称	さくら訪問看護ステーション
所	在	地	大田原市下石上 1452 番地
連	絡	先	TEL・FAX0287（29）3252
事 業 者 指 定 番 号			0961090016
管 理 者 氏 名			鳥居 香織

3 事業目的及び運営方針

さくら訪問看護ステーション事業目的

病気やケガの状態にあり、かかりつけ医師が訪問看護の必要性を認めた在宅療養者に対して、適切な指定訪問看護を提供することを目的としています。

運営方針

在宅療養者様の病気やけがの状態を把握し、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。

利用者様が要支援状態または要介護状態の場合は、予防的支援、自立への支援を目的に、療養上の目標を設定し、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護を行います。

さくら訪問看護ステーション看護理念

1. 地域住民の皆様から愛され、信頼される訪問看護ステーションを目指します。
2. 今、その人にとって何が大切なのか常に考え、自分らしい生活が送れるようにケアを通して在宅生活を支援いたします。
3. 保健・医療・福祉など、関係機関との連携、社会資源の有効利用に努め、訪問看護の発展を目指します。

4 事業所の職員体制

従 業 者 の 職 種	従事するサービスの種類・業務	人 員
管 理 者	訪問看護支援・管理業務	1 名
訪 問 看 護 師	訪問看護サービス	3名以上
理 学 療 法 士		1 名以上
サービス担当職員 (管 理 者 兼 任)	苦情等の対応等	1 名 (常 勤 1 名)

5 事業の実施地域

大田原市・那須塩原市・矢板市

その他の地域については、要相談とします。

6 営業時間

営 業 日	営 業 時 間
月～土	8：30～17：00

休日	日曜・祝祭日・12/30～1/3（年末年始休暇）
----	--------------------------

＊ 休日の訪問については利用者様から申し出のあった場合で、介護支援専門員と相談の上、当事業者側が必要と認めた場合に限りケアプランに基づいた訪問をさせていただきます。それ以外は原則的に休業といたします。

＊ 緊急時の対応について

営業時間外：病状の急変時にはかかりつけの医師にご連絡下さい。

緊急時訪問看護体制に同意されている場合は、ステーション看護師と直接連絡が取れますので、ご連絡ください。

7 サービスの内容

「訪問看護」は、利用者様の居宅（自宅）において看護師が利用者様の心身の機能の維持回復のための療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

- ・ 病状の観察
- ・ 身体の清潔（清拭・洗髪などによる）
- ・ 褥瘡予防及び処置
- ・ 在宅酸素の管理
- ・ リハビリテーション
- ・ 内服の管理
- ・ 医師の指示による輸液、採血など
- ・ カテーテルの管理（尿留置カテーテル・栄養カテーテルなど）
- ・ 胃瘻の管理
- ・ 終末期の看護
- ・ 家族支援
- ・ 在宅療養に関する相談など

8 利用料金について

介護保険適用の方の利用料金

【基本】

訪問看護費項目	1 割	2 割	3 割
(1) 20 分未満の訪問看護 20 分未満の予防訪問看護	314 円 303 円	628 円 606 円	942 円 909 円
(2) 30 分未満の訪問看護 30 分未満の予防訪問看護	471 円 451 円	942 円 902 円	1,413 円 1,353 円
(3) 30 分以上 1 時間未満の訪問看護 30 分未満 1 時間以上の予防訪問看護	823 円 794 円	1,646 円 1,588 円	2,469 円 2,382 円
(4) 1 時間以上 1 時間半未満の訪問看護 1 時間以上 1 時間半未満の予防訪問看護	1,128 円 1,090 円	2,256 円 2,180 円	3,384 円 3,270 円
(5) リハビリスタッフの訪問の場合 リハビリスタッフの介護予防の場合	294 円 284 円	588 円 568 円	882 円 852 円

・リハビリスタッフ

＊1 回あたり 20 分、1 週間に 6 回まで。ただし 1 日に 2 回を超えて行う場合、90/100 を乗じた料金となります。

(介護予防の場合上記に加えて、利用を開始した日から起算して 12 ヶ月を超えた期間に実施した場合 90/100 を乗じた料金となります。)

【その他の料金・加算等】

項 目		1 割	2 割	3 割
①緊急時訪問看護料（月 1 回）		574 円	1,148 円	1,722 円
②夜間・早朝訪問料 「6 時～8 時・18 時～22 時」		単位数の 25% 増		
③深夜訪問料（利用時）「22 時～6 時」		単位数の 50% 増		
④特別管理料（月 1 回）	I	250 円	500 円	750 円
	II	500 円	1,000 円	1,500 円
⑤ターミナルケア料金（死亡月 1 回のみ）		2,500 円	5,000 円	7,500 円
⑥退院時共同加算		600 円	1,200 円	1,800 円

⑦初回加算	退院当日の訪問	350 円	700 円	1,050 円
	退院翌日以降の訪問	300 円	600 円	900 円
⑧複数名訪問看護加算	30 分未満	254 円	508 円	762 円
	30 分以上	402 円	804 円	1,206 円
⑨長時間訪問看護加算		300 円	600 円	900 円
⑩訪問看護サービス提供体制加算	I	6 円	12 円	18 円
	II	3 円	6 円	9 円
⑪看護体制強化加算	I	550 円	1,100 円	1,650 円
	II	200 円	400 円	600 円

- ① 緊急時訪問体制をとるための基本料金となります。
- ②・③ 早朝夜間の訪問があった場合の時間外追加料金です。
- ④ 胃チューブや尿道カテーテル等の装着をされている方の管理は(I)、在宅酸素療法などは(II)の加算が対象になります。
- ⑤ ターミナルケアが行われた死亡月に、1回のみかかる費用です。死亡日および死亡日前2週間以内に2日以上ターミナルケアを行った場合、かつ、死亡前24時間以内にターミナルケアを行なった場合に算定します。
- (注) 医療保険においてターミナルケア加算を算定する場合は、算定しません。
- ⑥ 退院にあたり、在宅生活に必要な指導を、医療機関と連携して行い、文書によって指導内容を提供した場合(退院前に、入院先の医療スタッフと退院時共同指導した際に、退院後初回訪問した月に1回、厚生労働大臣が定める状態にあるものについては2回まで)加算されます。
- ⑦ 新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合、退院後初めて訪問した月に1回加算されます。
- ⑧ 病状や身体的理由などで、一人の看護師などによる訪問看護が困難になった場合、利用者様又はご家族様の同意を得て加算されます。
- ⑨ 指定訪問看護に対し特別な管理を必要とする利用者様に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に、引き続き指定訪問看護を行う場合に加算されます。
- ⑩ 厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が指定の訪問を行った場合、1回につき加算されます。
- ⑪ 厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が、医療ニーズの高い利用者様へ指定の訪問看護の提供体制を強化した場合に加算されます。
- * 大田原市は介護報酬改定に伴い、地区区分の見直しがあり、10円に対して10.21円になりますのでご了承下さい。

介護保険給付対象外の料金

①交通費 通常の営業地域を越えた時 (20キロを超えた場合 1キロごとに100円増)	一律 200 円
②時間外延長料金 (1時間 30 分以上)	30 分毎 1,000 円
③死後の処置料	10,000 円
④エンゼルケアセット料金	2,000 円

医療保険適用の方の利用料金

※健康保険料の負担割合によるご請求になります。

＜基本＞※週3日を限度

(別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く)

項目	内容			自己負担分／回		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 保健師、助産師、看護師による 場合	週 3 日まで			555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降			655 円	1,310 円	1,965 円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合			週 3 日まで	555 円	1,110 円	1,665 円
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	同一建物居住者で 同一日複数者	週 3 日まで	同一日 2 人	555 円	1,110 円	1,665 円
			同一日 3 人	278 円	556 円	834 円
		週 4 日目以降	同一日 2 人	655 円	1,310 円	1,965 円
			同一日 3 人	328 円	656 円	984 円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	週 3 日まで	同一日 2 人	555 円	1,110 円	1,665 円	
		同一日 3 人	278 円	556 円	834 円	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	外泊中の訪問看護・算定要件あり			850 円	1,700 円	2,550 円
管理療養費	月の初日			767 円	1,534 円	2,301 円
	月の 2 日目以降 管理療養費 1			300 円	600 円	900 円
精神科基本療養費（Ⅰ）	週 3 日まで	30 分未満	425 円	850 円	1,275 円	
		30 分以上	555 円	1,110 円	1,665 円	
	週 4 日以降	30 分未満	510 円	1,020 円	1,530 円	
		30 分以上	655 円	1,310 円	1,965 円	

精神科基本療養費（Ⅲ）	同一建物居住者で同一 日複数者(30 分未満の 場合は別)	週 3 日まで (30 分以上)	同一日 2 人	555 円	1,110 円	1,665 円
			同一日 3 人	278 円	556 円	834 円
		週 4 日目以降 (30 分以上)	同一日 2 人	655 円	1,310 円	1,965 円
			同一日 3 人	328 円	656 円	984 円
精神科基本療養費（Ⅳ）	外泊中の訪問看護・算定要件あり			850 円	1,700 円	2,550 円
24 時間対応体制加算（月 1 回）				652 円	1,304 円	1,956 円
夜間・早朝訪問看護加算	6 時～8 時・18 時～22 時			210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	22 時～6 時			420 円	840 円	1,260 円
特別管理加算（月 1 回）	在宅悪性腫瘍患者指導管理等や留置カテーテルを 使用している場合など			500 円	1,000 円	1,500 円
	在宅酸素・経管栄養、訪問点滴注射管理指導、 真皮を超える褥創の状態等			250 円	500 円	750 円
長時間訪問看護加算	90 分を超える訪問看護 特別訪問看護指示書による利用者、特別な管理 を必要とする者は週 1 回、15 歳未満の超重症 児・準超重症児、15 歳未満の医療的ケア児は週 3 回			520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護加算 看護師等と同時（看護師、保健師、 理学・作業療法士）週 3 日を限度	週 1 回 1 日に 1 回	同一敷地内 2 人まで		450 円	900 円	1,350 円
難病複数回訪問加算	1 日につき	同一敷地内 2 人まで		450 円	900 円	1,350 円
乳幼児加算(6 歳未満)	(1 日につき)					
	(イ) 6 歳未満乳幼児			130 円	260 円	390 円
	(ロ) 6 歳未満かつ超重症児、準超重症児			180 円	360 円	540 円
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活 における必要な指導を行い、その内容を文書 により提供した場合			800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算	＊ 特別管理加算対象の方の場合追加加算			200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍等の患者に対し、退院日に在 宅において療養上必要な指導を行った場合			600 円	1,200 円	1,800 円
	長時間の訪問を要する者に対し長時間にわた る療養上必要な指導を行った場合			840 円	1,680 円	2,520 円

在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療関係職種間で、月2回以上、文書により情報共有を行い、共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行った場合	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	※月2回まで	200 円	400 円	600 円
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケア療養費Ⅰ	2,500 円	5,000 円	7,500 円
情報提供療養費 1	区市町村等	150 円	300 円	450 円
DX 情報活用加算（月 1 回）	医療 DX 情報活用した訪問看護の提供	5 円	10 円	15 円

その他の利用料（保険適応外分）

そ の 他 の 利 用 料		利 用 料 の 額
差 額 費 用	2時間を超える訪問看護	30分ごとに 1,000 円
	営業時間外の訪問看護	1時間ごとに 1,200 円
	休日の訪問看護	1時間ごとに 1,200 円
	休日の夜間・深夜の訪問看護	1回ごとに 3,000 円
	保険請求外（自費）の訪問看護	1回ごとに 10,000 円
実 費 負 担	死後の処置料	10,000 円
	死後の処置セット	2,000 円
	交通費（ステーション～利用者様宅）料金表	
	片道程が 1 km未満	無 料
	1 km以上 5 km未満	1回ごとに 200 円
	5 km以上10 km未満	1回ごとに 300 円
	10 km以上15 km未満	1回ごとに 500 円
	15 km以上20 km未満	1回ごとに 800 円
	以降1 km増す毎に 100 円増	

・お支払方法

- * 毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 20 日までにお支払い下さい。お支払い確認後領収書を発行致します。
- * お支払い方法は、原則金融機関口座引き落としとなっておりますが、銀行振込み、現金でも可能です。契約時にご相談下さい。尚、口座振り込みを利用された場合の、振り込み手数料は利用者様（ご家族様）のご負担となりますのでご了承下さい。

9 キャンセル

サービスの利用のお休みをする際には、当日朝までに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：0287-29-3252

10 サービス内容に関する 苦情・相談窓口

当事業者に関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情につきましては、「さくら訪問看護 苦情相談マニュアル」に基づき、迅速かつ適切に対応するよう努めます。

窓 口	ご利用時間	ご利用方法
当事業所 (さくら訪問看護ステーション)	平日 9時～17時	電話 0287-29-3252 又は窓口へおこし下さい
大田原市高齢者幸福課 大田原市本町 1-4-1	平日 8:30 時～17 時	電話 0287-23-8678
那須塩原市高齢福祉課 那須塩原市共墾社 108-2	平日 8:30 時～17 時	電話 0287-62-7137
矢板市福祉高齢対策課 矢板市本町 5-4	平日 8:30 時～17 時	電話 0287-43-3896
国民健康保険団体連合会 宇都宮市本町 3-9 栃木県合同 ビル 4 階	平日 9 時～16 時	電話 028-643-2220

11 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変・及び事故などがあった場合は、利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送などの措置を講じ、速やかに利用者様の主治医、緊急時連絡先(ご家族等)、救急隊、ケアマネージャー等へ連絡をします。

12 損害賠償

当事業者の看護サービスにより、利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、迅速に対応いたします。(当事業者は三井住友海上火災と損害賠償保険契約を結んでおります。)

13 秘密の保持について(個人情報の管理)

事業者は、利用者様の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切に取り扱います。

事業者が知り得た利用者様の個人情報については、事業者での介護サービスでの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者様又はその代理人の了承を得るものとします。

14 記録の保管

サービス提供の記録は2年間の保管をしております。記録の閲覧は、利用者様及びご家族様に限り対応いたします。

15 衛生管理・感染管理など

看護師などの清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備等の衛生的な管理に努めるものとします。

事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

1. 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）をおおむね6か月に一回以上開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知します。
2. 感染症の予防及び蔓延防止ための指針を整備します。
3. 従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的の実施します。

16 人権擁護・虐待防止に関する事項

事業者は、虐待発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとします。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）をおおむね6か月に一回以上開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知します。
2. 虐待の防止のための指針を整備します。
3. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施します。
4. 事業者は、サービス提供中に当該事業者従業員または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

17 ハラスメントについて

利用者様・ご家族様からの従業員への暴言・暴行、性的言動など不快に感じる言動はハラスメントです。事業者としてハラスメントは許容できませんのでご理解・ご協力をお願いします。事業者は、従業員に対してハラスメント防止の研修を実施します。

18 感染症・災害などの発生における事業の継続について

事業者は、感染症や非常災害の発生時においてもサービスの提供を継続的に実施するための体制を整え、早期の業務再開を図ります。業務継続計画を策定し、それにしがたい必要な措置を講ずるものとします。事業者は、従業員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施します。

その他運営についての留意事項

- ・当事業所は第三者機関の評価の実施はありません。
- ・利用者様の著しい不信行為（セクハラ、暴力、暴言など）があった場合、事業者側から契約を解除することができます。

さくら訪問看護ステーションの沿革

平成 4 年 9 月 1 日 老人保健法に基づく指定を受け開設

栃木県指定 1090016

平成 12 年 4 月 1 日 介護保険法の指定居宅サービス事業者の指定を受ける

栃木県指定 0961090016

平成 18 年 4 月 1 日 指定介護予防居宅サービス事業者の指定を受ける

栃木県指定 61090016

付則

この規定は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 1 月 15 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

以上書面に基づいて、重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 氏名 印

説明年月日 令和 年 月 日

説明者 さくら訪問看護ステーション

氏名 印

契 約 書

(介護保険・医療保険併用)

事業者：さくら訪問看護ステーション

第1条（サービス契約の目的及び内容）

- 1 介護保険法令・医療法研法令の趣旨及びこの契約書に従い、利用者様に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供します。
- 2 サービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。（重要事項説明書・パンフレット参照）
- 3 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者様の病気やケガまたは要介護・要支援状態区分を把握し、認定審査会意見・担当ケアマネージャーの支援計画に沿って、利用者様に対しサービスを提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約は、令和____年____月____日から発生します。
- 2 上記の契約は、利用者様から解約の意思表示がない限り、継続します。
- 3 下記の場合は申し出がなくても、自動的に訪問看護の契約が終了いたします。
 - ①利用者様が死亡した時
 - ②利用者様が介護保険施設へ入所した場合
 - ③利用者様の介護状態区分が自立とされた場合

第3条（個別サービス計画等）

- 1 利用者様の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、「看護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 利用者様がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに「看護計画」の変更等の対応を行います。
- 3 利用者様が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条（利用者様負担金）

- 1 サービスに対する利用者様負担金は、別紙に記載するとおりとします。（重要事項説明書参照）
なお、利用者様負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 利用者様が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者様負担金を3ヶ月分以上滞納した場合、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 利用料金の滞納があり、利用者様より支払いがされない場合、保証人に支払い請求をいたします。

第5条（利用者様の解約権）

利用者様は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第6条（事業者の解除権）

利用者様の著しい不信行為（セクハラ・暴力・暴言など）により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

第7条（損害賠償）

サービスの提供にあたって利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第8条（秘密保持）

- 1 業務上知り得た利用者様及びそのご家族様に関する秘密及び個人情報については、利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者様の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第9条（苦情対応）

- 1 利用者様は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
（詳細は重要事項説明書参照のこと）
- 2 苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 利用者様が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第10条 記録の閲覧について

- 1 事業所は利用者様に関する記録を2年間保管し、希望がある場合には利用者様およびご家族様に限り閲覧が出来ることとします。

同意書及び契約書

当事業所は訪問看護の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約内容、個人情報及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	大田原市下石上1452番地
	事業者（法人）名	医療法人社団亮仁会
	事業所名	さくら訪問看護ステーション
	（事業所番号）介護保険	096190016
	管理者名	鳥 居 香 織 印
	説明者	印

<ご利用者>

私は、契約内容について事業所から説明を受けました。訪問看護サービスとの契約をいたします。

また、24時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算について

同意します

・

同意しません

令和 年 月 日

<ご利用者様>

氏 名 _____ 印

住 所 _____

電 話 _____

<保証人> (本人との続柄・)

氏 名 _____ 印

住 所 _____

電 話 _____

* 訪問看護に係る利用料金滞納の場合、並びに利用者の身元については保証人が引き受けます。

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により最小限の範囲で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

- （１）介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- （２）上記（１）以外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- （３）現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調などを崩し又はケガ等で病院へいったときで、医師・看護師に説明する場合。

2. 個人情報を提供する事業所

- （１）居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- （２）病院又は診療所

3. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4. 使用する条件

- （１）個人情報利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れる事の無いよう細心の注意をはらう。
- （２）個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容などの経過を記録する。

令和 年 月 日

事業所名称 さくら訪問ステーション殿

<ご利用者様>

氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____

<ご家族様> （本人との続柄・ _____ ）

氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____